日医発第1140号（保険）
令和６年10月１日

都道府県医師会
労災保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
細　川　秀　一
（公印省略）

長期収載品の処方等又は調剤について（労災診療）

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養については、厚生労働省保険局の留意事項通知及び事務連絡等により、健康保険において長期収載品の処方等をする際には、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金に加え「特別の料金」を徴収する旨、その取扱いが示されているところであります。

今般、労災診療費においても、健康保険に準拠となる旨、厚生労働省労働基準局補償課より示されましたのでご連絡申し上げます。

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえて後発医薬品の提供が困難な場合などは、引き続き保険給付の対象となる点も、健康保険の取扱いと同様となります。

また、院内で長期収載品を処方する場合の「特別の料金」については、労災保険の単価（12円または11円50銭）ではなく、健康保険と同様、10円での計算となりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

本取扱いにつきましては、本年10月１日からとなります。

貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

［添付資料］
・長期収載品の処方等又は調剤について
（令6.9.25　基補発 0925第２号　厚生労働省労働基準局補償課長）
・2024年10月からの労災保険における医薬品の自己負担について（周知用チラシ）
～長期収載品の選定療養～

１０年保存
機密性１
令和７年４月１日 令和17年３月31日

基補発0925第２号
令和６年９月25日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局補償課長

長期収載品の処方等又は調剤について

標記については、厚生労働省保険局発出の通知及び事務連絡（以下「保険局通知等」という。）において、その実施に伴う留意事項が示されているところであるが、労災診療費における取扱いについては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

１　基本的な考え方

労災診療費における本件の取扱いは健康保険に準拠する。したがって、保険局通知等に基づいて長期収載品を処方・調剤した場合等は、被災労働者から選定療養による特別の料金（以下「特別の料金」という。）を徴収することとなる。

また、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等は、特別の料金の徴収がない点も、健康保険と同様である。

２　計算方法

特別の料金の計算方法は、健康保険と同様の取扱い（長期収載品と後発医薬品の価格差の４分の１）とし、特別の料金は消費税の課税対象であることに留意すること。

また、長期収載品を院内処方する場合、医療機関が特別の料金を徴収することとなるが、この際の特別の料金の計算には、労災診療単価（12円または11円50銭）を乗じるのではなく、保険局通知等に示されている方法のとおり、

10円を乗じて計算することとなること。

なお、特別の料金の計算の際には10円を乗じるものであるが、選定療養を除いた保険給付の対象となる薬剤の費用や、その他の診療料を医療機関が労災診療費として請求する際は、通常どおり、労災診療単価を使用して計算することとなる点に留意すること。

3　その他

本件の取扱いにかかる情報は、厚生労働省ホームページに順次掲載されているので適宜参照されたい。その上で、労災診療費における取扱いに疑義が生じた場合は、本省補償課医事係まで相談すること。

また、アフターケアにおいても同様の取扱いであること。

（参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html）

医療機関の皆さまへ

2024年10月からの
労災保険における医薬品の自己負担について
～長期収載品の選定療養～

2024年10月から以下の点が変更になります。

■ 健康保険において長期収載品（※1）の処方等をする時は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え**「特別の料金」**を徴収することとなりました。

■ 労災診療費の算定は、労災診療費算定基準に基づいていますが、**院内で長期収載品を処方する場合**の「特別の料金」の計算方法は、労災保険の単価（12円または11円50銭）ではなく、健康保険と同様、**10円で計算する**こととなりますので、ご注意ください。

なお、長期収載品の処方等にあたって、**医療上の必要を認める場合**（※2）は、その理由を診療費請求内訳書の摘要欄に記載をお願いします。

※１ 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことを呼びます。
このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。
健康保険の取り扱いや対象品目は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト

※２ 医療上の必要があると認められる場合

医師または歯科医師において、次のようなケースで、長期収載品の処方等または調剤をする医療上の必要があると判断する場合です。

① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合

② その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用があったり、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合

③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されている場合

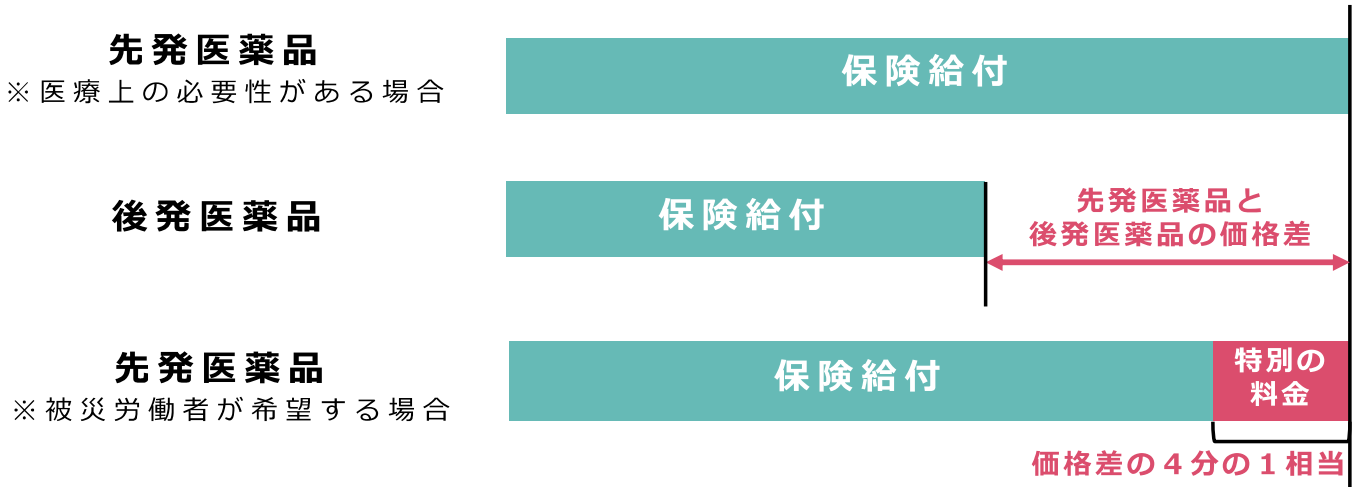
④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなどの場合（単に剤形の好みという理由では認められません。この場合の判断は薬剤師が行うこともできます。）

このほか、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を徴収する必要はありません。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局　労働基準監督署

「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を、「特別の料金」として被災労働者から徴収します。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、特別の料金として徴収します。



※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えて徴収します。
※ 端数処理の関係などで、特別の料金が４分の１ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

院内処方時の留意点

■「特別の料金」の計算

長期収載品を院内処方する際は、特別の料金の計算には、健康保険と同様の単価（10円）を用いることとなります。

■保険給付請求分の計算

医療機関が保険給付として請求する分は、労災保険の単価（12円または11円50銭）を使用して計算します。

計算例（院内処方時）

品名	薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬品の価格差４分の１	保険外併用療養費の算出に用いる価格
xx錠10mg	100.0	49.3	12.68【a】	87.32【b】

■特別の料金
・所定単位（1剤1日分）あたり　12.68円【a】× 2錠 ＝ 25.36円 → 3点
・30日分　3点 × 30日 ＝ 90点　⇒　90点 × **10円** ×（1+0.1）＝ **990円**
※消費税

■保険給付請求分
・所定単位（1剤1日分）あたり　87.32円【b】× 2錠 ＝ 174.64円 → 17点
・30日分　17点 × 30日 ＝ 510点
⇒ 510点 × **12円（または11円50銭）** ＝ **6,120円（または5,865円）**